第34回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時:平成22年9月25日(土)

14:15~16:15

場所:ユートリー 8階 中ホール

司会 : 定刻となりました。本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがと うございます。

それでは、ただ今から第 34 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催します。

まず本日の資料の御確認をお願いします。本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第及び資料1、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7、資料8、資料9です。また、本日お配りしています資料として、出席者名簿、席図、資料2がございます。不足などございませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして青山副知事より御挨拶申し上げます。

青山副知事: 皆さん、こんにちは。ただ今、御紹介をいただきました副知事の青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、三村知事、公務都合により出席できません。知事から開会にあたりましての挨拶を預かって参りましたので、代読させていただきます。

本日は、御多忙のところ、本協議会に御出席下さり誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績は 11 万5千トンを超え、計画量 22 万3千トンの約半分を撤去したところであり、これまでの累計撤去量は約65万トンとなっています。これもひとえに古市会長さんをはじめ委員の皆様、そして地域住民の方々の御理解と御協力の賜物と深く感謝申し上げます。県境不法投棄産業廃棄物の推計量につきましては後ほど詳しく御報告を申し上げますが、廃棄物撤去の進捗に伴い当初の推計条件に変更が生じたため、残存する廃棄物等の量を再推計した結果、当初見込んだ廃棄物量を上回ることとなりました。県としては、廃棄物等は全量撤去を基本とするとの原状回復方針をこれまでどおり堅持することとし、また増加する事業費については国に対して財政支援を引き続き行うよう求めて参りたいと考えています。

本日の協議会では、県境産廃の推計量の見直しの経緯や環境モニタリング調査結果、試験植樹の実施などについて御報告させていただきます。

結びに、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を 賜りますよう、よろしくお願い申し上げご挨拶といたします。

平成 22 年 9 月 25 日 青森県知事 三村申吾 代読 よろしくお願いいたします。

司会 : ありがとうございました。

それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、 古市会長におかれましては議長席へお移り願います。

古市会長: 皆様、こんにちは。急に寒くなったというお話ばかり聞こえてきますけれど も札幌も随分寒くなりました。

> 今日は、前から三村知事にいらして下さいと、ウエルカムというふうにお願いをしておきましたお陰で、今日は所用があって来られないんですけれども、 青山副知事に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

> そうは言いましても、実は、先ほど青山副知事からお話がありましたけれども、初期の予想を上回る廃棄物が埋め立てられていたということでございます。一般に、宝物だったらいいんですけれども、何でも掘ってみないと分からない面もございます。特に今回のものは非常に悪質で、思った以上に巧みに廃棄物を埋めていたということでございまして、予想を25パーセントぐらい上回ったということでございます。

場合によっては62億、まあこの辺の数字につきましては後ほど県から詳しく 御報告があると思います。そうしますと、トータル額が増えるということは国 に税金、国税をお願いしているのではありますが、実は3分の1ぐらいは県費 を出費しなければいけないということでございます。

ということは、やはりそれだけのものを出さないといけないとすると、原状回復、特に全量撤去のあり方について真剣にもう一度初心にかえって見直さなければいけないのではないかというふうに思います。

前にも申し上げましたように、できるだけコストが下げられるように、また 効率的に撤去ができるように、皆様のお知恵を借りながら進めていきたいと思 っております。もちろん、節約するからと言って手を抜くということではござ いません。その辺は先ほども青山副知事がおっしゃっておりましたけれども、 原状回復として全量撤去を原則として、そういう方針は堅持して、安全にリス クを管理しながらやっていくというような趣旨のことをお述べいただきました。 こういう県としての姿勢をしっかり言っていただきましたので、我々はそれを 踏まえまして、ここでそれをできるようにしっかり討議して参りたいと思いま す。

ということで、今日も熱い議論を期待しておりますので、皆様、よろしくお 願いします。ありがとうございました。

それでは座って進めさせていただきます。この後、副知事、わざわざ来ていただきましたが、大変お忙しい身ですのでこれからちょっと出られるということで、どうもありがとうございました。

司会 : ありがとうございました。副知事には仙台出張のため、ここで退席をさせて いただきます。

それでは会長、以後の議事進行をよろしくお願いします。

古市会長: はい、分かりました。今日は報告事項が8つございます。いつものように効率的にてきぱきと進めて、時間内に終わりたいと思っております。

それでは、最初に県から、山田室長から何か発言ございますか? よろしくお願いします。

山田室長: 報告事項の(1)でございます。県境産廃の推計量の見直しと対応について、 この見直し結果とその対応方針を御説明する前に、私から推計量見直しに至っ た理由と経過につきましてお話をさせていただきたいと思います。

県境産廃の撤去は、現在、順調に進んでいるところであり、平成 21 年度末までに撤去量が 53 万トン余と、それまでの全体推計量の半分を超え、また平成 21 年度からは一部地山が露出する状況となったところです。これを機に、平成 22 年 3 月下旬、廃棄物の測量成果に基づき、大まかに残存廃棄物量を推計した 結果、それまでの全体推計量を上回る可能性があるという懸念が生じたところでございます。平成 22 年度に入りまして、4 月 30 日に行った 3 回目の地山確認においては、2 回目までと同様の敷地境界付近の掘り下げを確認したほか、2 回目までの地山確認を上回るつぼ掘り、底面に巨大な穴を掘ってゴミを投棄しているというような事実が確認されたことから、全体の廃棄物量がそれまでの全体推計量よりも大幅に増加する可能性が高いと認識するに至ったところでございます。

このため、それまでの廃棄物撤去や地山確認で新たに得られた知見に基づいて、速やかに全体の廃棄物量を再推計することといたしました。併せて、廃棄物の増加に伴う事業費の積算を行い、7月下旬にこれらの見直し結果を取りまとめたところです。

また、県の対応方針については、8月3日に県境再生対策推進本部会議を開きまして、その結果を受けて知事が決定をし、見直し結果とともに同日の公表

となったところでございます。

前回の協議会は、7月24日でございました。その時点では全体の廃棄物量が増加する見込みであることは承知していましたけれども、それに伴う事業費が積算途中であったこと、それから廃棄物の撤去を平成25年度まで延長するという対応方針がまだ決定していなかったことから、対応方針が不確定な状況において全体の廃棄物量が増加する可能性のみを報告することは適切ではないと判断したところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

古市会長: はい、ありがとうございました。

山田室長から、その辺の経緯、8月3日に知事が発表されたこと、そこに至る経緯について御説明いただきました。

それではさっそくですが、今日の議事、報告事項について、この順番に従って進めて参りたいと思います。まず最初に、県境産廃の推計量の見直しと対応についてということで、資料1に基づき御説明よろしくお願いします。

事務局 : 私、環境再生計画担当の西谷と申します。よろしくお願いいたします。

資料1につきましては、スライドにより御説明をいたします。県境産廃の推計量と見直しと対応についてでございます。

これまでの廃棄物の推計経緯でございますが、実施計画は平成 16 年 1 月に環境大臣の同意を得てございますが、この計画は高密度電気探査 9 測線、ボーリング調査 15 孔及び廃棄物・土壌分析結果から 67 万 1 千立方メートル、当時は単位体積重量 1 トン / 立方メートルということで 67 万 1 千トンという推計をしてございました。

その後、平成20年2月の当協議会におきまして、その前年度の実績を踏まえて比重を1.5トン/立方メートルに見直しをしました。その結果、全体量は99万9千トンとなってございます。

その後、先ほど室長も言いましたが、平成 22 年 3 月で撤去量が 53 万 6 千トンと過半に達したことと、地山確認で新たに得られた知見を踏まえて再推計をしてきた結果、現時点では廃棄物と汚染土壌の量は 84 万 1 千立方メートル、124 万 5 千トンと推計されます。現計画に対しまして 17 万立方メートル、24 万 6 千トンの増加でございます。

その増加する廃棄物の区分を表にいたしました。これは当初、我々が想定していた廃棄物の下の線よりも更に下に廃棄物があったというものがこの 17 万立方メートルの内の約 74 パーセント、その中でもつぼ掘りという形態であったものが 38 パーセント、それ以外のものが約 36 パーセントでございます。廃棄

物混じりの覆土・盛り土もございまして、これが約20パーセントです。その他、 今回初めて数値を算出しました汚染土壌が1万立方メートル余ございます。ト ータルで17万立方メートルでございます。

このつぼ掘りとつぼ堀以外について、図で御説明いたします。この図はあくまでイメージ図でございまして、この部分に投棄されているということではございません。この赤で記した部分が既に確認をしたエリアでございまして、その結果、当初想定していたこの緑の線、この中に廃棄物があるとして我々は計算をしておりましたが、掘ってみると、更にその下に、これがつぼ掘りと呼ばれるもの、またつぼ掘り以外でも想定した線よりも下にあったもの、更にこの斜線のものは汚染土壌、分析の結果土壌環境基準を超えるものが見つかりました。

このように確認したエリアと同じような状態で、まだ未確認のエリアについてもつぼ掘り、あるいはつぼ掘り以外の想定線より下のもの、汚染土壌が見つかるという仮定のもとで算出した結果が、全体で17万立方メートル増えるだろうということでございます。その他、現場の上に覆土・盛り土としてあったものは当初、土とカウントしていましたが、掘ってみると中には廃棄物が混じっていて分離できないことが分かってきたということでございます。

これは平面図ですが、このピンクと黄色、このエリアは既に地山が露出したエリアでございまして、この赤く記して丸く囲んでいるのが、つぼ掘りということで確認されたものでございまして、広く確認されております。大きいものでは 100 平方メートル、深いもので4メートルというつぼ掘りが見つかっております。この緑の線が電気探査をやった測線でございまして、ここにナンバーを振ってあるのがボーリング調査をしたものでございます。これで全てのつぼ掘りの状態をつぶさに把握するということはなかなか困難な状態であったと考えます。

それらの状態を踏まえまして、撤去計画で課題が生じて参ります。それは増量に伴いまして、現行の特別措置法の期限内、これは平成24年度までですけれども、その期限内では全量撤去が物理的に困難となります。また、廃棄物の撤去後に行う現場内の仮設道路等の工作物についての撤去工事についても実施できないことになりました。

そこで、県としましては撤去計画自体を見直すことにしまして、平成 24 年度まで、現行特措法の期間内は既定の予算の範囲内で可能な限り優先的に廃棄物を撤去します。残りました廃棄物、汚染土壌並びに現場内の工作物の撤去等に要する事業費については、今後、国に対して法律の期間延長とその枠組みの中での財政支援を要望していくという方針にしてございます。

それに伴いまして、撤去計画は、当初99万9千トンの場合は今年度、来年度

22万3千トンずつ撤去をしていけば最終年度は1万7千トンを撤去して、その後、現場内の残存工事をやるということが可能でしたけれども、それが困難となりましたので、予算の範囲内で平成24年度までは廃棄物をできるだけ取ってしまうということでやると、平成24年度は13万7千トンまでは撤去できることとなります。その結果、111万9千トンまでは現行の法律の予算の範囲内ででき、残るものが12万6千トンプラス現場内の工作物の撤去工事等になります。それらについては、別途財政支援を要望していくということでございまして、ただし、廃棄物と汚染土壌につきましては平成25年度、1年間で撤去を完了したいという考え方でございます。

それに伴いまして、事業費は、暫定ですが当初の 434 億円から 62 億円の増、496 億円と推計をしております。暫定と言いますのは、廃棄物の撤去と汚染土壌の撤去は平成 25 年度で完了する見込みですが、その後も現場内から汚染された浸出水が出てくることが考えられます。それについては水処理を継続する必要がございます。また、環境モニタリング等も継続する必要がございます。それらがどの程度の期間必要なのかということは、現時点ではなかなか確定できませんので、それは今後の当協議会において御議論いただきながら、水処理施設の稼動年数を検討していきたいと考えております。ここで暫定というのは、当面、撤去後 4 年間、29 年度まで水処理施設を稼働させる場合での事業費として算定をしているということで暫定でございます。

それらを実施するための県の対応方針ですが、副知事も言いましたとおり、 全量撤去を基本とするとの原状回復方針を堅持し、安全かつ着実に支障の除去 に取り組むということで、事業費については国に特措法の延長とその枠組みの 中での財政支援を要望していくというスタンスでございます。

次に、地山の確認状況、先ほどつぼ掘りの話をしましたが、それらの状況を 御確認いただきます。

これは現場の南側、最初の第1回の地山確認で見られましたつぼ掘りの状態です。

これは第2回目のつぼ掘りの状態で、ここに立っている人と比べますとその 大きさが概ね御理解いただけるかと思います。

これは南側の牧草地ですけれども、ここは敷地境界からこういうなだらかな 斜面になっておりましたけれども、その斜面なりに投棄されていると想定をし ておりましたが、掘ってみると、このように下に掘り込んで投棄をしていたと いう形態が分かりました。

これも、このようになだらかな斜面であったものが、このように下に掘り込んでゴミが投棄されていたものでございます。

また、覆土・盛り土につきましても、当初は土と思っておりましたが、掘っ

てみると中には廃棄物が混じっておりまして、なかなかこれだけを分離することが難しい状況にあります。

これも同じです。

これも同じです。

これは3回目の地山確認でのつぼ掘りの状態でございます。

これも3回目の状態です。3回目になりますと、1回目、2回目と比べましてつぼ掘りの密度が濃いと言いますか、非常に多くのつぼ掘りが見つかってございます。

これも3回目です。

これは4回目の地山確認でのつぼ掘りの状態で、3回目と同様にかなりの密度でつぼ掘りが見つかっております。

これも4回目のつぼ掘りの状態でございます。

以上、県境産廃の推計量の見直しと対応についての御報告とさせていただきます。

古市会長: そうしたら、せっかくスライドを使える状態ですので、今、御説明をしていただいた内容について、何か御質問等ございましたらよろしくお願いします。はい、澤口さん、お願いします。

澤口委員: 今の説明というよりも、室長にちょっと。

前回の協議会の前には既に増量するという見込みははっきりしていたとおっしゃいましたよね。なぜその時に、量についてはっきりした確定したものは出せなくても、この協議会の場にその事実を出していただけなかったんでしょうかね。皆さん、それなりの学識もありますし、冷静な方々ばかりですから、いろいろと知恵も授けられたのではないかと思うのですが、これはある意味、協議会の非常な軽視になるんじゃないかと、ちょっと憤っているんですけれどもね。

古市会長: いかがでしょうか。

山田室長: 前回の協議会時点においては、廃棄物の総量が増えるという、増量になる可能性は承知をしてございましたけれども、先ほども申し上げたとおり繰り返しになりますが、それに係る経費が積算途中であり、それから対応方針がまだ未確定といった状態で総量が増える可能性だけを報告するのは適切ではないという判断に基づいて前回の協議会では御報告を申し上げなかったところでございます。

古市会長: いかがでしょうか。

澤口委員: 適切ではないというのが非常に適切ではないと私は感じるんですけれどもね。 やはり、何事もこの場で議論をして全て進めていくという前提で始まったはず ですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。確かに、細かいところ まで皆さんで確定させてからの方が話は進めやすいかもしれないですけれども、 これだけの重大な事実を全く何の報告もしないで、それである日突然田子町で 説明会をする、「これ、どういうことだ。」と、私はさんざん地元に帰って言わ れましたよ。「何を聞いているんだ、お前ら。何の説明も無かったのか。」って。 どうお考えですか。

古市会長: はい、じゃあ名古屋部長、お願いします。

名古屋部長: これは繰り返しになるのでありますけれども、やはり県の方針が確定していない段階で公表をする、ここは公開の場ですので県にとっては公表になりますが、方針未確定のものを公表というのは、やはり我々としてはできないということの判断でございます。その辺は直近であったという、そういう感想というか感じを持たれたとは思うのですが、やはりその辺はそういう事情でそうなっているということで御理解を願うしかないことになります。

澤口委員: これは他の委員の方にもお聞きをしたいんですけれども、今後もこういうことを繰り返すのであれば、この協議会の場が何なのかということになると思うんですよ。是非皆さんにお聞きしたいのですが。どなたでもいいのですが。

古市会長: 今、澤口さんから問題提起がございましたけれども、何か、委員の先生方から御意見ございますか。

佐々木委員、どうですか。ちょっとお当てしていいかどうか、ちょっとあれ ですけれども。

佐々木委員: 私も、県から、これは記者発表の後でしたかね、お電話をいただいたんです。謝らなければいけないという前置きでそれをお伝えいただいたんですけれども、その時はやっぱり心外だったですね。それで、増量するかもしれないという程度まではやっぱり協議会でお話をいただきたかったなと思っています。

古市会長: はい、分かりました。

他にいかがでしょうか。

じゃあ、宇藤さん、お願いします。

宇藤委員: 前回の会議の時にも、そのことについて私も質問したように記憶しております。その受け答えの仕方は、町の方で説明会があった時にも一言言わせていただいたんですが、何か丁寧な説明ではなかったような気がいたしました。

古市会長: 説明というのは、ここの場での説明ですか?

宇藤委員: そうです。ただ、県としては予算とかはっきりしていないのでそういうふうな説明になりましたという趣旨の今、説明でございますので、そういうこともあるのかなと思ってはおりましたが。

古市会長: 分かりました。

他にいかがでしょうか。

まず委員の方々から御意見を頂戴して、またそれに対して何か御説明があれば山田室長からまたお願いをすると。

いかがでしょうか。多分、佐々木委員がおっしゃったようなことが本音のと ころだろうなという気がいたします。それで代表されているのかなという気が しますけれども。

何か山田室長からありますか。

山田室長: 実は、あまり丁寧な説明とは言えないのかもしれないんですけれども、第 32 回の 5 月の協議会で、第 3 回目の地山確認について御報告を申し上げた際につぼ掘りが多数見つかったということで、その時に古市会長から、「ということは、思ったよりも量が増える可能性もあるということですか。」という御質問に対しまして、私から「可能性としてはそれは否定できません。」という御回答を申し上げております。

それから前回、7月の協議会で松橋委員から「地山から有害物質が見つかったこと、土壌が汚染されていることから、汚染土壌の量が増えるのではないか。」という御質問がございました。それで、その際にも私から「当初計画では汚染土壌の量はカウントしていないので、汚染された土壌が出てくれば量も増えるし費用も増える。それについてはこれから検討させていただきます。」というような、丁寧かと言われればそうではないかもしれませんけれども、そういった御回答をしていることが議事録に表れてございます。

古市会長: ありがとうございます。

ちょっと、その辺の議論がまだあるようでしたら後でしますけれども、せっかくスライドが出ていますので、先ほど御説明をいただいた中身のお話で何か 疑問点、ございますか。

例えば、測地点がありますでしょう?電気探査でやったものですね。測地点の間隔は何メートルぐらいでしたか。30 メートル?50 メートル?

事務局: 70 メートルぐらいです。

古市会長: 要するに 70 メートルぐらいの間隔があるということですね。つぼ掘りの大体の穴はどれぐらいのスケールなんですか、平均的なものとしては。 ちょっと、その辺のスケールの話をちょっと教えて下さい。

事務局: 工事管理担当の桜庭と申します。

つぼ掘りは、数で言いますと、2回目のつぼ掘りが8ヶ所、それから3回目、4回目の地山確認でそれぞれ30ヶ所ずつ、合計68ヶ所発見されていますけれども、1つのつぼ掘りの面積はならしますと30平方メートルぐらい、深さは2メートル弱ぐらいの感じの大きさになっています。

古市会長: 直径5メートル、6メートル、そのぐらいですね。

事務局: 長方形だと5メートルかける6メートルです。

古市会長: ということは、スケールでいくと 10 分の 1 ぐらいのものですよね、測地点の間隔からいくとね。

事務局 : そうです。

古市会長: ああ、そうですか。60ヶ所あったとして、そうすると30平方メートルかける60ヶ所で1,800平方メートルですか。全体の何パーセントぐらいになりますか、今。まだ、もっと掘ればつぼ掘りが出てくるかも分かりませんけれども。

事務局: つぼ掘りの穴の面積の全体面積に占める割合ですね。4回目までの合計ですけれども、大体13パーセントぐらいです。

古市会長: 13 パーセントぐらい、ああ、そうですか。ということは、なかなかこういう

ツボ掘りをされると検知できないんじゃないかなと思います。要するに、測地点でかかって、直接ボーリングでそこに当たれば分かりますけれども、多分当たらない確率の方が高いでしょうね。ですから、多分測地点で電気探査をやりますから平均化しますので、深さのところがかなり誤差が出てくるわけですね。まあ、仕方ないかなという気はします、その辺はね。つぼ掘りの部分が38パーセントですね。つぼ掘り以外というのが、これが先ほど説明をしていただいた斜面のところをすごく鋭角に掘っているということですね。

そういう斜面のところの写真を見せていただいてもいいんですけれども。 こういう感じですね。

こうなんだけど、この辺の斜面のところが、鉛直遮水壁を打った時にある程度分かりませんでしたかね。

事務局: ここに見えているのが遮水壁です。

古市会長: ですよね、すぐ横ですよね。

まあまあ、なかなか、そういう分かるものと分からないものが多分あるんだろうと思います。

他に、石井委員、いかがですか、技術的な予測とか測定とか調査、それから 解析予測という観点でいくと。

石井委員: はい、一つは、今、会長からお話があったように、あれだけの測線の間隔ですから、初めからつぼ掘りみたいなところを予測するのは確かに難しいのかなということを改めて実感しました。多分、全国的にいろいろなケースがあるんでしょうけれども、全量撤去をする場合に廃棄物の量を推測することはなかなか難しいと実感しました。

そういう中で、今回、中間的な評価としてこういう評価をした結果がこうなったということだろうと思います。

やっぱり、これから残りの期間とお金を考えた時に、今、残っている廃棄物をいかに速やかに撤去していくかという視点で考えた時に、当初の撤去計画から少し量を見直ししている最中ですけれども、例えば、いわゆる特管と普通産廃の割合によっては、施設はあっても撤去する順番だとかやり方が少し変わってきて、撤去計画についてなかなか思いどおりにいかないことがあるとか、そういった質の議論を今回のコストの範囲でどれだけ考慮されているのかということと、今後、そういった見積もりがまた若干異なる時に、どのくらいコストの差が生じる中で対応策としてどういうことが考えられるのかということを少しずつ整理しなければいけないと思うんですよね。

例えば、コストをできるだけ安くしようとする時に、初めはスペースも無くて車を切り返す場も無いということでなかなか窮屈なことだったでしょうけれども、少しずつオープンなスペースが出てきたとしたならば、以前、含水率を少し調整すると、撤去する時はかさですけれども処理する時は重さで金額が決まりますから、廃棄物も下に行けば行くほど含水率の高い廃棄物が出てくると今後予想されると思いますので、そういったところで少しでもコストが安くなるような工程と言うんでしょうか、工法と言うんでしょうか、そういったものをこれから少し議論していくべきではないかと思います。そして、できるだけ24年度までに使えるお金でできるだけ撤去をして、25年度はできるだけ廃棄物量を少なくして、そうしておかないと環境省にこれから予算を申請すると言っていましたけれども、本当に要求するだけもらえるかどうかは分からないわけですので、やはり今あるお金の中で最大限できるだけ効率的に撤去できるようなことを考えるための撤去計画の見直しみたいなものを改めてする必要があるのではないかなと感じました。

古市会長: はい、ありがとうございました。

今、石井委員から大事な御指摘をいただいたんですけれども、確かに量が 25 パーセントほど増えたということですけれども、量が増えたということはそれ と同時に質も変わる可能性があるんですね。だから質の議論もやはりしていかないといけないでしょうと。今、掘られたつぼ掘りの中の廃棄物と、一般的に捨てられた廃棄物との中身は違いますか、同じですか。

事務局 : 今の4回目に関して言いますと、他と特に変わりません。

古市会長: そうですか、特に有害なものが埋められているということはないですか。

事務局: 焼却灰とかバークのようなものです。

古市会長: そうですか。こんな精緻にわざわざ穴を掘ってやるからには、何か特殊なものを埋めているかなと思ったりもされますよね。いや、コストがかかるわけですから、掘るわけですから。皆、一緒だったらバーっと埋めてしまえばいいわけですよね。だからその辺のところが、源新さんという人は非常に不思議な性格の人だなという気がするんですけれども。

そういうことで、質の議論もやっぱりしていかなくてはいかんなということで、先ほど申し上げましたように初心に帰ってもう一度見直ししてみるというプロセスは大事かなという気がいたします。

他にいかがでしょうか、この技術的な問題とか、このスライドに関しまして 御質問ございますか。

はい、井上委員、どうぞ。

井上委員: ちょっと技術的なことはほとんど分からないのですが、一つ意見と一つ質問があるので申し上げたいと思います。

一つ、意見ですが、事実関係をどの段階で発表をするかというのは大変難しいことだなと理解しております。ですから、県側の立場は非常に痛いほど分かるつもりですが、ただ、先ほどの回答の中で、対策が立たない限り発表あるいは公表できないというところは大変引っかかるところであります。事実関係が何段階か、つまり可能性があるという段階からある程度こういう事実だろうということが高い確率で分かる段階で、それから次の段階で対策が決まる、こういう進め方になると思うんですけれども、やっぱり発表をするのは対策が決まってからでは、まあ単なる一般への発表ではなくて協議会の場での発表ということを考慮しますと、対策が決まってから発表をしますということについては大変大きな違和感を覚えます。この点はちょっと一言申し上げておきたいと思います。

それから 2 点目、質問、これは素人の質問で笑われるかもしれませんが、容量と重量は違うと、これぐらいは分かるのですが、容量は結局当初の想定よりも 25 パーセントぐらい増えたという計算になっているのですが、費用は 15 パーセントぐらいですよね、増えたのは。これはそんなに効率よく、これまでの過去の経験が生かせて、これほどコストダウンできるのかというのが、私、元々経済をやっているものですから、ちょっとその点質問をしたいなと思いました。

古市会長: そうですか、この辺、いかがでしょうか。多分その辺は試算されていると思うのですが。これはどなたがお答えをいただけますかね。

事務局: 当初の実施計画におきましては、廃棄物の処理単価は5万円という見込みをしておりましたけれども、実質は特管で処理単価だけでいくと3万円前後となっておりますし、あと掘削等の費用を入れましても当初想定したものよりは費用が抑えられているという実績を積み重ねてきておりますので、当初よりはちょっと余力が残っているという状況もあります。

あとは、処理方針を途中で、埋め立て処分も併用することになった関係もあって、当初よりも処理費用は抑制されてきていることもありまして、予定より も予算の範囲内では多く廃棄物を処理できる状況にあるということです。 古市会長: 多分、全体量の半分ぐらいは最終処分に回って、最終処分のコストは焼却処理等に比べて2分の1以下ですから、多分その辺のところで違ってくるんだと思います。

ありがとうございました。 もうよろしゅうございますか。

溝江委員: 私も技術的には全く素人ですが、やはり、この推計の仕方がどこに反省点があったのかということは、やはり全国に対してその都度情報発信をしていくことが必要なんじゃないかと思うんですね。それが反省につながるし、あるいは技術的な進歩、あるいは予測方法の精緻化につながっていくだろうと思うので、単にこれは見積もりがちょっと間違っていました、ごめんなさいだけで終わらせてはいけないんじゃないかなと思うんですね。そのあたりは会長の御意見も伺いながらと思いますが。

古市会長: そうですね、それは今、原因はいくつかここで説明していただきましたね。 区分の表を見せて下さい。

このようにつぼ掘りだとか斜面だとか、要するに検知しきれない部分があるんだということですね。ですから、それは正直に検討されて、どこに原因があるかということはまあまあ分かってきたと。ですから、多分、重要なことは、それを全国に発信をして、要するにこういうことは失敗をするから皆さん気をつけてよと、特に隣にはそう言いましょうということでありまして、向こうも大変だろうと思いますから、ということじゃないかなと思います。技術者もそういう意味では少し反省をして、もう少し精緻にこういうケースも予測しながらするべきであろうということは学習させていただきました。

溝江さん、すいません。

溝江委員: 全然違うことをお話しすると思いますが、8月3日に公表して、すぐに8月3日付け、それから8月4日付けで資料を送っていただきまして本当にありがとうございました。

資料の3番の撤去計画の見直しのところで、今後国に対して特措法の期間延 長を要望するということですが、その実現の見通しというか、感触等はいかが でしょうか。

それから、その際、県の新たな負担分は、この資料の一番最後にある 62 億円が県の新たな負担分になるのか、そこをお話、お願いしたいと思います。

古市会長: はい、お願いします。

山田室長: これから要望をしていくわけですけれども、その実現性に関しましては、現在、全国的に支障の除去が必要だろうという事案がいくつかあると聞いておりますので、法律の期限が延長される可能性はあるんじゃないかと考えています。 それから増額分 62 億円の中の県負担分は、荒々の計算になりますけれども、約 23 億円が県の持ち出し分と計算されてございます。

古市会長: 約3分の1ですよね。3分の1強ですけれども。かなり出さないといけない。 今の時点では特措法が延長されるかどうかというのは分かりませんと。でも、 まあ趨勢を見ていると可能性は高いのではないかというのが現状ですね。

他にいかがでしょうか。特にございませんか。そうしたら、この御説明はこれで、ありがとうございました。ちょっと元に戻ります。

先ほど井上委員が最初におっしゃったことですけれども、やはりタイミングの問題があるんですね。井上委員にしても大多数の委員の先生方、同感だと思うんですけれども、行政の限界というのがあって、予算措置、それから対応の決定、その辺のところが決まらないとなかなか明確なことは言えないというのが、これはある種、行政の限界だと思います。

そういうことは分かりつつ、先ほどからもおっしゃっているポイントは何かというと、こういうリスクがある時に、それに事前にいかに対応するか、リスクコミュニケーションをするかというのが大事なんですね。そういう意味では、青森県は一番最初に失敗をしちゃったんですね。要するに、慎重にやり過ぎて、非常に慎重かつ正直に対応されて、それで誤解を受けたと。ですから、もうそういう可能性があるといった時に、例えば知事が発表する前に漏れることもあり得るわけですね、どこかから。だから、その時のリスクを見積もっておく必要があったのではないかという反省が若干私はあると思うんです。これは不可抗力だと言ったらそれまでですけれども、そういうこともあり得るんだということもやはり頭に置いてリスクコミュニケーションをしていかなくてはいけないと私は思います。

澤口さんはそういうことをおっしゃっているわけですよね。ですから、今度はそういうことがないように、慎重の上にも慎重に、いやいい意味でのリスクマネジメントをするという意味で慎重にやっていきたいと思いますので、県もよろしくお願いいたします。

では次、2番目に移りたいと思います。廃棄物の撤去実績について、資料2 について御説明をよろしくお願いします。

事務局 : 資料2の廃棄物の撤去実績について、を御覧下さい。9月17日現在でござい

ます。

前回の報告は7月の途中まででしたので、7月分からです。7月分、作業日数は21日、台数1,921台、撤去実績としては22,591.15トンを撤去処理してございます。8月分としては、平日4日間休みましたので18日と作業日数は少なくなっております。1,550台、18,427.14トンとなってございます。9月分につきましては17日までの13日間で、864台、10,390.35トンとなってございます。9月分の処理方法別のその他、破砕処理量に13.75トンとついておりますが、これは掘削で土の中から出てきたコンクリート殻を運搬処理したものでございまして、後ほど資料3で御説明をいたします。

22 年度のこれまでの実績としては、撤去実績 115,130.75 トンとなってございます。これを、ここには書いてございませんが、昨年度の今頃と比べてみたところ、昨年9月 19 日に第 29 回の協議会が開催されておりまして、その席で9月 11 日現在、9日間の実績を報告してございますが、その時は 111,193 トンほどでございまして、日数も4日間ほど今年は多く、量も4,000 トンほど多いという状況になっております。22 年度の処理目標 223,000 トンに対しまして、下の右の表になりますけれども51.6 パーセントの達成となってございます。ほぼ昨年度と同じようなペースで想定どおり進んでいると考えてございます。

累計としては 651,035.61 トンで、先ほど資料 1 で説明しました増加後の1,245,000 トン対比で 52.3 パーセントの達成となってございます。

下の表、左側を御覧下さい。見てみますと、9月はまだ途中ですが、8月と9月分について、少なくなってございます。それから埋立ての割合が高くなっているのが分かるかと思います。これは8月についてはお盆休み、先ほど申し上げましたように平日4日間をとって日数が18日と少なくなっていることもございますが、焼却系の3施設が定期修理に入ってございます。八戸セメントが8月13日から9月16日までの1ヶ月強、それから奥羽クリーンテクノロジーが9月8日から9月21日まで2週間ほど、それから三菱マテリアルが8月23日から9月17日まで4週間ほど休んでおりまして、この間、搬入が停止したことが主な要因となってございますが、いずれにしてもこれら定期修理につきましては当初から織り込み済みでございまして、この時期に今年度はたまたま集中したことによるものでございます。

以上でございます。

古市会長: はい、ありがとうございました。定期修理等があったということですけれども、全体的にみると例年通り順調に行われているという御報告でございました。 いかがでしょうか。これにつきましては、まあ順調にやられているということですのでよろしいかと思います。

はい、ではありがとうございました。

では次、報告事項3の処理施設の確保状況について、資料3の御説明、よろしくお願いします。

事務局: 資料3について御説明いたします。処理施設の確保状況についてです。

1番、八戸セメント株式会社への搬出量増加という内容でございます。八戸セメント株式会社への搬出台数は1日最大20台でございましたが、今回1日最大24台に増車しました。なお、平成22年8月5日木曜日から当面は1日22台体制で搬出することといたしました。以下、八戸セメント株式会社の内容について書いておりまして、その一番下の搬出量のところを見ていただきたいのですが、22台体制により今まで約220トン/日から約250トン/日程度に増量となりました。

2番のコンクリートくずのリサイクルでございます。現場の選別工程で出る 100 ミリメートル以上のコンクリートくずについては、洗浄した上で場内保管 していましたが、保管数量が一定量に達したことから今年度は田子町の釜渕運 送有限会社に運搬・破砕処理を委託しました。なお、破砕後は再生砕石として リサイクルされます。以下、釜渕運送有限会社の内容が書いてございます。その中で、契約日が平成 22 年 8 月 19 日木曜日となってございます。契約方法は 随意契約でございますが、必要な許可を有する事業者 11 社から見積書を取りまして、最低の価格を見積もった者を契約の相手方としております。契約金額は 1トン当たり 1,575 円となっております。処理の予定量でございますが約 40 トン、量は現場の状況等により変動するということでございます。

そして、搬出についてですが、9月17日金曜日から開始されまして、先ほども説明がありましたように1日目には13.75トンが破砕処理され、2日目には11.46トンが破砕処理されまして、2日間合計で25.21トンが破砕処理されました。今後につきましては、また現場から同様の産業廃棄物が発生した場合において同社に搬出して破砕処理されることになりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明は終わらせていただきます。

古市会長: ありがとうございました。

いかがでしょうか、搬出量増加に伴う増車のお話とコンクリートくずの委託 処理ですよね。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

では次、4番目ですね、地山確認結果(第4回)について、資料4お願いします。

事務局 : では資料4、地山の確認結果(第4回)について御報告いたします。

平成 22 年 4 月までに 3 回行いました地山確認に引き続きまして、平成 22 年 7 月 26 日、廃棄物の撤去が完了した旧保管ヤードの一部で第 4 回目の地山確認を行いました。

確認した日は平成 22 年 7 月 26 日でございます。確認した場所は、下の図の赤で網掛けをしております場所ですけれども、不法投棄現場東側の旧保管ヤードの一部で 3,500 平方メートルほどとなっております。確認方法及び状況ですが、地山の表層約 3,500 平方メートルを目視で廃棄物がないことを確認しました。それから 1 ヶ所を約 2 メートルまで試掘し、目視で廃棄物がないことを確認しました。以上の確認作業は、地域の住民の方、それから報道関係者、合計 11 名の方々に公開のもと、行いました。その他としまして、今回、目視確認した地山は汚染されていないかどうか確認するためにVOCと重金属類の調査分析を行いました。それから、今回の地山の上には、今後の廃棄物搬出作業に必要な道路をただ今築造中でございます。それと、この地山土壌の分析の結果、汚染が確認された場合は撤去することとしています。今後とも地山確認は廃棄物の撤去状況に応じて随時公開のもとに行っていくこととしています。

裏面にその時の状況の写真がございます。一番上の写真、これが前回、7月24日に協議会で現場視察を行った時のものですが、その時参加された方はちょうどバスの中からこの感じで現場が見えていたものと思われます。真ん中は公開状況の写真です。一番下が、試掘をして廃棄物がないことを確認した時の写真でございます。

以上でございます。

古市会長: ありがとうございました。

いかがでしょうか。何か御質問、ございますか。

これは多分次の資料 5、そこから出てきた VOC、重金属等の調査分析結果、 こちらの方が多分皆さん興味があると思いますので、そちらの方の御説明に移 りたいと思います。では資料 5 について御説明、よろしくお願いします。

事務局: それでは引き続き、地山の分析結果について説明いたします。先ほど説明のあった4回目の地山確認の後、次の日、7月27日から29日及び8月11日に当該地山の試料を採取いたしまして分析を行いました。

調査範囲でございますが、30 メートル区画で4区画、別図の赤枠の範囲でございます。ちょっと小さくて見えにくいものでございますが、上の方でございます。

調査内容です。調査内容につきましては、まず前回と同様、揮発性有機化合物 VOCの調査をいたしました。これは30メートル区画ごとに1地点で表層ガス調査を実施して、また VOCが検出されたものにつきましては30メートル区画を細分した10メートル区画で表層ガス調査を実施いたしました。それから重金属等調査でございます。これも30メートル区画ごとに1検体、5地点の試料を混合したものでございます、この検体の試料をもとに表層土壌調査を行いまして重金属等を分析いたしました。それから土壌環境基準値を超過しました30メートル区画につきましては、これを細分した10メートル区画ごとに表層土壌調査を行いました。

分析結果でございます。分析結果につきましては、3枚目の表に出ておりますので、別表を見ていただきます。VOCのうちベンゼンとジクロロメタンが10メートル区画の12区画の表層で判断基準を超過して検出されました。それから別表の2枚目になります。重金属等のうち、鉛、砒素、ふっ素及びほう素が10メートル区画の9区画の表層で土壌環境基準値を超過いたしました。

今後の対応になります。VOCが検出された12区画及び重金属等が土壌環境 基準値を超過した9区画につきましては、今後、深度方向に1メートル間隔で 分析し、基準値超過区間を確認いたします。それから、この超過及び検出区画 以外につきましては撤去完了となります。

以上です。

古市会長: ありがとうございました。

いかがでしょうか、いくつかの箇所で地山のところでベンゼンとか重金属が 出ております。かなり出ていますよね。

何か御質問等ございますか。

石井委員、お願いします。

石井委員: 先ほど古市会長からも少しだけ話題が出ていましたけれども、今回土壌で、例えばVOCが出たとか重金属が出たところは、ちょっと図で見ると分かりづらいんですけれども、つぼ掘りの底にあるようなところのサンプルとつぼ掘りではないところ、例えばつぼ掘りの方がVOCだとか重金属が、汚染土壌がよく出るだとか、そういった傾向があるのか無いのか、あるいはこの土壌の汚染が出てきたちょっと上の廃棄物は、多分特管扱いになっていると思うんですけれども、そういう理解でよろしいのか、その2点について。

古市会長: いかがでしょうか。

事務局: まず第1点のつぼ掘りとつぼ掘り以外で違いがあるのかというお話ですが、実際には違いは見えてきていないと、それほど違いが無い状態で検出されている状態でございます。それから第2点目の、上に特管があったから土壌汚染が出てきているのではないかということですが、これについても、比較的VOCが高いというか上の方に特管があった場所もあるのですが、明確な因果関係は見えてきていない、元々、特管の基準と土壌汚染の基準は桁が違うものがございますので、そういう面で出てこないのかどうか分かりませんけれども、明確な因果関係というか上下の関係は見えてこない状態でございます。

石井委員: 分かりました。ありがとうございます。

古市会長: 石井委員、それはどういうふうに解釈しますか。なかなか難しいけれども。

石井委員: 予想が難しいんですよね。普通、上に濃いものが乗っかっていると下の土壌が少し汚染されていて、普通産廃であまり汚れていなければ下の土壌もきれいだなというのが一般的な考えだけれども、必ずしもそう簡単ではないですよという理解です。まあ普通産廃だと思っていても部分的にそういったものもあるということは否定できないし、特管であってもたまたまサンプリングのところが、全部が下の土壌に影響を及ぼすような濃度かどうか分かりませんし、なかなかそれは難しいですね。改めて難しいなと思ったんですけれどもね。

古市会長: この辺、もっと撤去が進んでサンプルが増えたら、またそれの因果関係は分かるかもしれないですね。

石井委員: そうですね、はい。

古市会長: 他にいかがでしょうか。宇藤さん、いいですか、何か質問ないですか。

宇藤委員: 分からないことだらけなので。

表層ガスの中のジクロロメタンの環境基準が 0.1 なのに 3.2 という数字が出ているのですが、こういうふうに大きい数字になっても特別、害とか無いんですか。これをただ運んでしまえばそれで大丈夫ととっていいのでしょうか。

事務局: ジクロロメタンの今回の調査は表層ガス調査ということで調査をしておりまして、直接的に環境基準と対比できる数字ではございません。要は、土の中から漏れ出してくる揮発するガスを採取して分析した結果で、今後、溶出試験を

した段階で土壌環境基準に適合するかどうかを確認してくるという形になりますので、直接対比できるものではないということがまず1つ。

それから影響があるかどうかという話なんでしょうけれども、これに関しては現場が鉛直遮水壁で区切られている場所でございますし、外には出てこないということで、直接影響するものでは基本的に今のところありません。あと、土壌環境基準を超過したものに関しましては撤去するという方針でございますので、そういう面ではきちんと処理されて影響の無い状態になりますということで御理解いただければと思います。

古市会長: よろしいですか。その辺はしっかり場内での管理された状況下での計測値であると。それと、それについては揮発性のものですから、ほっといたらいかんですけどね、はい。それについてはしっかりモニタリングをしながらやっていただけるわけですよね。

事務局 : やります。

古市会長: これ、ベンゼン等のガスは深度方向はしなくていいんですよね。重金属は1 メートルごとですけれども。

事務局: どちらも深度方向でやります。

古市会長: やりますか。そうですか、はい。今、どの辺までやっているんですかね、深度方向は。

事務局: 期間という意味ですか?

古市会長: いえいえ、表層の結果が出ていますよね、これからやるんでしょう?

事務局: まとめて、ある程度本数がまとまった段階でやりますので、今のところまだ 予定は決まっていません。

古市会長: 予定が決まってない?

事務局 : 深さ方向については決まっておりません。

古市会長: これ、多分マニュアルで決まっているでしょう?やり方が。

事務局 : 簡易ボーリングマシンで概ね 10 メートル近くまで掘っていき、順番に分析を していくこととなります。

古市会長: その辺は、マニュアルでサンプリング関係だとか分析関係は決まっているはずですよね。それに則って粛々とやっていただけるということですね。はい。 沢山おありだということですけれども、もうよろしいですか。いいですか。 はい、ありがとうございました。

> では6番目の環境モニタリング調査結果、これは中間調査結果ですね、これ について御説明をよろしくお願いします。

事務局: 環境再生計画担当の吹越と申します。よろしくお願いします。資料は6-1 と6-2のホチキス留めのものになります。環境モニタリング調査結果の中間 報告になります。今回は平成22年1月から7月分についてになります。

1の水質モニタリングですが、現場内の浸出水ではベンゼン及びほう素について排水基準、現場内の一部の地下水では 1,4-ジオキサン、ベンゼン及びほう素について環境基準を超える値が検出されておりますが、周辺からは環境基準を超える値は検出されておりません。

下の表が基準値を超えたものの一覧になります。詳細のデータは資料集の6-2に載せてあります。

それでは6 - 2の17ページを御覧下さい。17ページに経年グラフを載せてあります。左側4つのグラフは浸出水、ア - 3のものになります。赤い点線が排水基準になります。これまで排水基準を超えたことのあるものをグラフにしておりますが、下の2つのグラフ、ベンゼンとほう素でこのように排水基準を超えております。また、右側4つのグラフは現場内の西側の地下水、ア - 8のものになります。こちらは青の点線が環境基準になりますが、下の2つのグラフのベンゼンとほう素がこのように超えております。あと1,4-ジオキサンについても、まだ1回だけの調査ですのでグラフにはしておりませんが、0.05 ミリグラム/リットルの基準に対し0.12 ミリグラム/リットルが検出されております。次の18ページを御覧下さい。18ページは県境部の井戸の状況になります。こちらも過去に基準を超えたことのあるものについてこのようにグラフにしましたが、真ん中の下のグラフ、1,4-ジオキサンで青の点線の環境基準をこのように超えている地点があります。他の物質については、過去に基準を超えていたものも現在は下回っております。

次のページには県境部井戸の地下水位と電気伝導率を載せてあります。 最後のページを御覧下さい。最後のページは前々回の協議会で 1,4-ジオキサン が検出されている状況を報告した時に、岩手県の状況も把握しておくようにという御意見がございましたので、参考までに現場の両県の 1,4-ジオキサンの濃度を地図上に示したものになります。赤で書いてあるものが基準を超過しているものになります。なお、両県とも最近8月の調査結果が得られたところでありますが、岩手県では高い値が出てございますが、大体同じ傾向となってございます。

それでは1枚ものの資料に戻っていただきまして、2の有害大気汚染物質と3の大気汚染物質、4の騒音振動モニタリングについてです。3の大気汚染物質に関してですが、今年度から微小粒子状物質を測定しております。また4の騒音振動については、関地区、県境のトラックが通っていない地点での調査は昨年度で終了しております。これら、いずれも環境基準や参考としている値等を下回っており、問題のない結果となっております。

裏のページをお願いいたします。5番の浸出水処理施設モニタリングについてです。浸出水処理施設では、平成21年3月よりバイパス運転を行っておりますが、放流水は計画処理水質を十分に下回っております。浸出水のモニタリング結果については1年分まとめて年度末の協議会で報告をしていたところですが、昨年度環境基準に追加された1,4-ジオキサンについては水処理施設での基準等がまだ無いため、濃度把握のため原水と放流水で傾向を調査しているところでありまして、今まで得られましたデータをこの表に示しました。これまでのところ、原水では0.23ミリグラム/リットルから0.28ミリグラム/リットル、放流水では0.13ミリグラム/リットルから0.20ミリグラム/リットルとなっております。今後もデータを蓄積していくとともに、国の動向を注視して参りたいと思います。

環境モニタリング調査結果については以上です。

古市会長: はい、ありがとうございました。水質モニタリング、大気、それから騒音に ついてのモニタリング中間報告をしていただきました。

いかがでしょうか、特に 1,4-ジオキサンについて少し基準を超えている、まあ基本的には遮水壁内、現場内でのお話です、青森側は。岩手県側はこれ、かなり出ているなとちょっとびっくりしたんです。遮水壁が無いから、危ないなという気は若干しますね。

石井委員、お願いします。

石井委員: 1つだけコメントです。一番最後の 20 ページの岩手県側のイ・1 という右上のところで 0.77 ミリグラム / リットルと環境基準値の 0.05 ミリグラム / リットルに比べるとかなり高い値が出ているんです。これの行き先は、実を言うと、

13ページ目の水質モニタリング位置図を見ると、岩手県側から出たものが右の方にあるア・21の青森県側に戻ってくるんですよね、確かこの水はね。ア・21の水質、あるいは熊原川に入ったア・22の水質データを見てみると、これが4ページ目になると思いますが、ア・21ですと平成22年2月3日の調査で、まあ5月は何ともないんですけれども、0.023ミリグラム/リットルという値が過去に出たことがあると。それからア・22では、これも平成22年2月の調査で0.022ミリグラム/リットルと環境基準値を超えてはいないんですけれども、環境基準値の半分ぐらいまで出てきています。岩手県側のイ・1の影響かどうかは断定はできないんですけれども、従来からここの影響を見るためにア・21のモニタリングをしっかりしましょうと言ってきた経緯があるので、そのような影響も若干こういうところに出てきているのかなと思いました。コメントです。少しア・21等に関しては従来から電気伝導度等をちゃんと見ていきましょうといえます。お手県の撤去に伴ってしっかり見ていきましょうというお話であったと思いますので、これからもしっかり見ていく必要があるのかなと思います。

古市会長: この 13 ページのア - 21 の合流点だけれども、岩手県側の上からのものと下からのものが両方合流して熊原川に行くんですよ、結局ね。ですから、ア - 21 で合流する 20 ページのイ - 1 とイ - 8、この辺が高いということは、ね。ですから、青森県としては、岩手県に対して何かコメントをしていますか?

昔からこれ、心配だったんですよね。環境モニタリングをした時にはグルッと回って、いずれは自分の青森県に来るんだと、水系からいきますとね。だからこそしっかりやりましょうという話だったんですけれどもね。

1,4-ジオキサンはほとんど揮発せずに水と一緒に動きますので、吸着もしないし、それで発がん性があるとされています、まあはっきりしたことは分かりませんけれどもね。だから、そういう意味ではちょっと要注意なんですよ。ですから、やはりその辺は少し注意を喚起した方がいいんじゃないかなという気がしますね。

他にいかがでしょうか、これを見ていただいていかがでしょうか。 小保内委員、お願いします。

小保内委員: 20 ページの地図で遮水壁があるところがありますけれども、ここにつきましては岩手県側も来年度あたりいろいろと撤去の作業に入る地域になってくると思います。いずれ両側で、岩手県、青森県一緒に環境基準を見ながら進めていかなければいろいろ問題が出てくると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

古市会長: 今おっしゃっているのは県境の部分ですか。

小保内委員: 県境の遮水壁のところです。

古市会長: 今出ているのはイ-1とイ-8ですが。

小保内委員: それは分かっていますけれども、その地域につきましては、多分、貯水池 を下の方に持っているんじゃなかったかなと思っているんですけれども、地図 を持ってきていないので、はっきりしたところはわかりませんが。

古市会長: これ、一部、二戸に行きますでしょう?

小保内委員: 二戸市でも川の調査はずっと続けてしていますし、定点調査もしています のでよく監視させていただいています。

古市会長: そうですか、はい、よろしくお願いします。ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。ございませんか。

では特段ございませんようでしたら次に参りたいと思います。次は7番で、これは非常に長いタイトルになっていますけれども、平成22年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務の概要について、御説明よろしくお願いします。

事務局: 環境再生計画担当の原と申します。それでは私から、資料7について御説明いたします。この資料7につきましては、前回、7月の協議会の中の環境再生の施策の進め方についてのスケジュールの中で、本県が国の事業について本県の現場を推薦していますという内容の御説明をいたしましたところ、委員の皆様から様々な御質問をいただきましたので、今回、私どもで今現在分かる範囲でこの国の事業について資料を作成しましたので、これについて御報告したいと思います。

この資料7は、次、1枚めくっていただきますと参考(環境省資料)というものが2枚ございます。これが今年度、環境省が実施する表題の業務の資料でございます。前回の協議会の後、私どもで国に確認をしたわけですけれども、具体的な事業がまだ動き始めていないということで、この環境省の資料は、最後、タイトルが仕様書となっていますけれども、契約に当たっての国の仕様書でございます。これらを基に、この1枚目の長いタイトル、調査業務の概要についてという資料を作成しています。

それでは簡単ではございますが、この概要について御説明します。

1番の業務の目的でございます。生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止に係る措置済区域又は最終処分場の跡地等において、地球温暖化防止等環境保全に資する土地の有効活用を図るための具体的な方策を検討する。

2番の業務の内容です。(1)です、対象となる区域の選定。1つ目は、現に存在している残存事案の区域の中の代表的なパターンを反映して勘案した仮想の区域。2つ目が現に存在する支障除去等措置済区域又は最終処分場の跡地について、全国で計5ヶ所程度を選定するというものです。

私どもも推薦していますということを申し上げましたけれども、私どもはこの2番目の、現に存在する支障除去等措置済区域として推薦して、採択されるというお話を伺っています。私どもの他には埼玉県、それから三重県で3ヶ所あるということです。

それら、選定された区域についてどのようなことをするのかというのが(2)でございます。考えられる土地の利活用方策の設計ということです。設定した区域について、地球温暖化防止対策を中心に環境保全に資する土地の利活用方策に係る以下の業務を行う。ただし、ここでいう土地の利活用方策には、単に事案の区域の緑化や自然公園として利活用をするといったものは除くとされています。

土地の利活用の例です。アの部分です。1つ目が太陽光発電施設、2番目がバイオマス施設、3がその他太陽熱、風力等の再生エネルギー施設、こういった地球温暖化防止に資する土地活用の例を検討するということです。

そして、イの部分では、これらについて何を設計するのかということでございますが、1つ目は利活用方策に係る設計事項です。これは2枚めくっていただくと、一番上に 設計する内容というところがございます。アの部分で、利活用方策に係る設計事項として、発電量見込ですとか売電・単価、利活用先(地域、家庭等)、変動する電力を平準化するための蓄電方策等の具体的かつ詳細な設計を行うとございます。そしてまた1枚目に戻っていただきまして、2番目は初期投資に係るコスト、3番目は維持管理費用、4番目は維持管理手法、5番目が土地の利活用によって得られる利益、6番目が収支計算となっています。

これらについて、(3)検討調査の進め方です。この検討に当たっては、専門の皆さんによる検討チームが結成されて、その皆さんによる検討が行われるわけです。まず現地の調査、私どもの現場の調査ですね。その後、土地の利活用方策の設計として、この2番の業務の内容にあることについて検討をされて、最後、私どもの県境不法投棄現場におけるこれらの設計書が作成されるのだと聞いております。

簡単ではございますが今年度の国の業務の概要について御説明しました。

あと、この資料7の一番最後のページを御覧いただきたいのですけれども、上に四角の枠で、(新)不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業とございます。これが国の平成23年度の概算要求の資料になっております。廃棄物リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室という名称で資料がございます。この事業については今年度、今、御説明申し上げました国の事業に基づいて来年度はこのような事業をやるんだといった資料となります。裏面を御覧いただきますと図で表現されてございますので、この図について御説明したいと思います。

不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業です。不 法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地等が「負の遺産」化している。また 「負のイメージ」がある最終処分場の立地が困難である。こういった状況にあ るということです。

それらについて、真ん中の四角の部分です。地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー施設等の最新の知見の収集・整理・取りまとめ、複数のモデル地域の選定、モデル区域の跡地利用活用方策設計のための事前調査、利活用方策モデル案の設計、跡地利活用の実証実験の実施、モデル区域以外の区域に係る情報収集、土地の調査・分析、跡地利活用方策について取りまとめたマニュアルの作成。

そして、これらの後に、都道府県等に対して地球温暖化に資するエネルギー供給のインフラ整備等の環境公共事業のモデルを提示する。ひいては不法投棄等の跡地等の「負の遺産」の解消・利活用促進、最終処分場に対する「負のイメージ」の払拭・立地促進となっています。

具体的には、実際、来年度、この地球温暖化防止に資する施設を、最終処分場の跡地とか不法投棄現場の跡地に設置してみようということです。それでもって、国の話では23年度からの3ヶ年の事業だと聞いておりますけれども、実際に設置してみて、それ以降の設置のあり方、モデルになり得るのか、各都道府県の参考になり得るのか、そういったことを検証するというお話でございました。

この23年度事業については以上でございます。私の方からは以上です。

古市会長: はい、ありがとうございました。

いかがでございましょうか。最後の紙に、これは環境省が財務省に予算要求 2 億円、23 年度から 3 年間ということですけれども。これはあくまでも調査費ですよね。ですから、調査をしてマニュアルみたいなものを作るということですね。

事務局: これは設置に要する費用を含んでいる事業費だと聞いています。

古市会長: 設置?

事務局: ええ、実際に太陽光のパネル等を設置する費用を含んでいると聞いています。

古市会長: そうですか、2億円で?

事務局: はい。

古市会長: 2億円でできるのかね、5ヶ所。

まあ、これ、予算が付くかどうかまだ分からない状況下ですけれども、例えばそれの動機付けになる可能性はありますね。青森県の場合も、利活用しましょうということでいくつかのプランが出ていますので、そういうものを、例えば一番実行可能性の高いものを1回実施をしてみようということで、できるかも分からないということですね。多分、これ、若干温暖化関係の石油特別会計のお陰だと思うんですよね。ですから、そっちのCO₂削減の話だから、どちらかというと太陽光、バイオマス、再生可能エネルギーに近い施設を造るという話に多分なるんじゃないかと思います。

はい、どうぞ。

事務局: 本県としては、これは国の直営の事業でございますので、これら、今年度の事業であれば今年度の最終的な設計書なるものをいただければ、環境再生計画の中にあります地域の振興の中で、現場跡地の利活用という部分でこれをアイディアとして様々な方面に本県の跡地の利活用を提案してみて、そして県以外の実施主体の方が私どもの跡地で実際やってみたいという御提案があれば、その際にまた検討をしていく、そういった考え方でございます。

古市会長: なるほどね。青森県でやってみたいというようにするわけね。 他にいかがでしょうか、御質問等。溝江さん、お願いします。

溝江委員: 感想と1つ質問です。

私は、5年前から県の地球温暖化防止活動推進員、通称青森アースレンジャーをやっていまして、主に八戸市内の小学生対象の授業、それから市民対象の 講演等をしています。

今回、地球温暖化防止を目的としてその自然エネルギー施設、それから再生

可能エネルギー施設を造って、不法投棄現場の負のイメージを払拭したいというすばらしいアイディア、対応策を示していただきました。是非、全国 5 ヶ所の中の 1 ヶ所に選定されることを願っています。

ちょっと懸念する点は、23 年度から3年計画で実際に設置していくというお話でしたが、今回の話し合いで県の撤去が1年延びて25 年度までかかるとなると、来年度から国が設置する3年間にひっかかるのですが、設置するとしたら25年度まで撤去が延びることが支障にならないのかどうか、その辺の見通しをお聞きしたいと思います。

古市会長: はい、いかがでしょうか。これは跡地等ですので、今、撤去を実施している ところでもいいんでしょう?

事務局: 撤去の期間が長くなることが支障にならないのかという御質問ですが、この 国の事業については、現在、私どもの現場は撤去中でございますけれども、全 面が活用できなくても一部でも実施できるのであれば、国では実施をしたいと いう意向のようです。

古市会長: これ、跡地ね、あそこの土地は県の土地にはならないんでしょう?なる?

事務局: 現場は、県有地です。

古市会長: 県有地になりますか?それなら、いけるね、これ。支障除去等措置済等区域は、既に完了した所、指定区域となっている所、あるいは現在実施しているけれども完了後、都道府県の土地になる部分となっていますよね。だからそれは可能だということですね。

溝江さん、そういうことだそうです。

他にいかがでしょうか。はい、佐々木さん、お願いします。

佐々木委員: 1つお尋ねです。この調査事業、今の現場で受け入れ実施された場合、これまで跡地の利活用の構想をいろいろ検討してきましたけれども、それとの関係はどうなるんですか。構想の中に自然再生エネルギーの基地になるということも確か入ってはいたと思うんですけれども、それ以外の構想もありましたよね。だから、そういう選択肢の1つがかなりリアリティーをもって確保できるということで考えていいのか、あるいはこの事業を受け入れればかなり再生エネルギーの基地としての性格がかなり濃くなるというものとして考えていいのか、そのあたりをお尋ねしたいんです。

古市会長: はい、いかがでしょうか。

事務局: 環境再生計画には3つの柱がございました。自然再生と地域の振興と、それから情報発信。この中の地域の振興の中に県以外の実施主体における跡地の活用の促進というのがございました。この計画の中でも例えば自然再生はこの部分でしかやりません、地域振興はこの部分でしかやりませんというふうに活用の区域を完全に限定しているものではないです。

ですので、国が今年度実施する事業、それから来年度要求している事業は、 国が直接実施する国直営の事業なわけですけれども、国で今年度私どもの現場 で利活用方策の検討をされて設計書がいただけるのであれば、私どもとしては この環境再生計画の中の地域の振興の1つの土地の利活用方策として県以外の 民間の団体、会社の方々に提案をして歩くということです。その結果、どうい った反応があるのか今の段階では分かりませんけれども、是非現場でやってみ たいんだという御提案があるのであれば、その際にまた検討、事業者の方との 御相談となっていくのかなと考えています。

古市会長: ちょっといいですか。佐々木委員の御質問の趣旨は、要するに地域振興としてもメニューが沢山あったでしょう、そういういろんなメニューの中から選択していくのであって、こういうような地球温暖化対策を中心とした再生可能エネルギーの部分をやるんですけれども、他のものとの関係はどうなりますかという、そういう御質問ですよ。

ですから、再生可能エネルギーでやってみたいというところも5つほど選んでやりましたよね、表彰して、知事賞というのが。そういうのがありましたから手を上げていただければこれは渡りに船なんですけれどもね。だから、それ以外のやつもあるから、その辺はどうしましょうかというお話です。

事務局: いろんなメニューがございますので、当然、併行して検討は進めていきますが、とりあえず今、具体化しているのがこのメニューでございますので、これをやりつつ他のメニューも併行してやって、それをどう活かしていくかということについては、またこの協議会の場に県の考え方をお示ししていくことになるかと思います。

古市会長: その辺でね、地域振興の部分のメニューがまだ出てこないんです。いくつか 前回出していただいて、そういうことを呼びかけてやりましょうとなっている んですけれども、そのステップみたいなもの、要するに手続きみたいなものを 少し示していただくとありがたいんですよね、いい機会ですから。

自然再生の植林はもう進んでいるんですけれども、地域振興の部分はメニューには上がっているんですけれども動いていないんですよ。だから、その部分はこれと併せてやっていかれたら一番いいんじゃないでしょうかね。

事務局: 国のお話と一緒に、前回の協議会でスケジュールをお示ししていますけれど も、実際のヒアリング、働きかけは年明けから各事業者の方々に動いていきた いという予定でおります。

古市会長: そうですか。今回、こういう国のメニューが出てきたので、その辺とのタイミングというのもありますよね。その辺は変わりませんか。もっと早くした方がいいということはないですか。

事務局: 特に変わることはないです。

古市会長: 御検討下さい。何でもタイミングが大事だから、出遅れたらダメですよ。も う一応全国のモデル地域に候補として選ばれていますから、多分間違いなく選 ばれると思うんですよね。ですから、できるだけタイミングを逃さないように していただけたらと思います。できたら、その辺のところの進捗状況も次回で また御説明いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

溝江さん、すいません。

溝江委員: 先ほど1つ言い忘れたことがあったんですが、再生可能エネルギーでバイオマス施設を造るということで、計画ではススキを利用するということでしたが、地域の特性、まあ地域振興とも関係するのですが、田子町さんは田子牛で有名なように酪農の盛んな地域ですので、糞尿を活用したバイオマス発電が非常に効果的ではないだろうかなと。ですから、もし決まってこれを具体的に進めていくためには、田子町さんの意向も聞いた上でバイオマス発電等の計画を進められたらどうかなと、こう思っています。

古市会長: ありがとうございました。この辺、松橋さん、前から田子町独自にいくつか バイオマスエネルギーの活用のプロジェクトを立てておられましたよね、別途。 ちょっと御説明、いただければ。

松橋委員: 今、バイオマス施設はまだ具体的には進んでないわけなんです。

古市会長: いや、バイオマスタウンとか、そういう構想があって、その中でいろいろ御 検討されたとお聞きしていたんですが。

松橋委員: 今の状況ではストップしている状態です。

古市会長: ストップで結構なんですが、どういうことを検討されたかということを少し。 いや、今、溝江委員がおっしゃられたことと関係があると思いますので。

松橋委員: ちょっと今、思い出せないんです。

古市会長: そうですか、分かりました。多分、私も資料をざっとしか見てないので分からないんですけれども、多分その辺のバイオマスをベースにした先見的な、まだ世の中がそういうことをあまり見ていない時からやられようとしていたと記憶しています。

他にいかがでしょうか、石井委員、お願いします。

石井委員: 今の話と連動する話ですけれども、お話を伺ってみるとスタンスとして国が設計書を作ってくれるので、それも1つのメニューに入れて皆さんに協力を仰ぎたいというお話でしたが、そういうやり方も1つはあるかとは思うんですけれども、やっぱり基本的にはこちらでこういうことがやりたいんだということをある程度持ちながら、この委員会をうまく利用して何とか自分達のやりたいように、この事業を青森県に持ってくるというスタンスの方が僕はいいと思うんですよね。だから、そういう意味で、先ほど会長からお話があったように、ある程度そういった玉を少し持つだとか、田子町さんと少し調整をして、こういう事業だったらうちは出来ますよということを少しこういうところでアピールするだとか、やっぱり下打ち合わせしないと、ここで何か適当に望みもしない設計書が青森県に来てもしょうがないと思うんですよね。ですから、その辺をちょっとうまくスピードアップしてやるべきかなと思いますし、僕、微妙な立場ですけれども、そういうふうにやっていきたいなと思っているんです。

古市会長: ありがとうございました。石井委員が若干関係してくる可能性もありますの で。

> 今、何が言いたいかということ、青森県というのは先進的にもう2年も3年 も前から環境再生みたいなことをやっていて、そういうメニューも出し合って いるわけですよ。これがある種、国の方に反映してこれが返ってきた可能性が あるんですよ、実は。だったら、もっとイニシアチブを取って、青森県独自の

ものとしてやられたらいかがでしょうかと、そういうことを言っているわけです。分かっていただけます?姿勢の問題なんです。どうせやるんだったらイニシアチブを取ってやりましょうよということなんですね。そういうことをお願いしたいと思います。

これに対して何か御意見ございますか。宇藤さん、よろしいですか。では、 これに関してはよろしいですね。

委員の方々は、環境再生について、非常に重要に考えておられますし、今まで議論もしたし、調査もしてきたわけですから、そういう意味では、主体的に関わっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、最後になりますけれども、試験植樹の実施についてお願いします。

事務局 : それでは資料8試験植樹の実施について、御説明します。

前回の協議会でも御説明していますけれども、試験植樹については来月実施したいと思います。まず試験植樹の概要です。試験植樹は、土質の違い、施肥の有無による複数の植栽方法により、平成22年10月に実施します。植栽後には、苗木の生長を継続的にモニタリングし、生長量、活着率を比較することで、対象地にふさわしい植栽方法を選定し、本植栽計画に反映させます。

下の表です。試験植樹、それから植栽がございます。まず、試験植樹です。 複数方法による植栽、苗木のモニタリング、生長量・活着率の比較といった試 験植樹を行って、本植栽計画の立案、実際の植栽が、おおまかな流れとなりま す。

2番目の試験植樹の方法でございます。(1)植栽地の設定ですが、試験地は4つです。土質、施肥の違いによって、試験地を4つ設定することとしています。土質については、ローム層と軽石層、ローム層単独の場合、施肥については、する場合としない場合で設定します。

次のページを先に御覧ください。(3) 植栽地の配置です。先ほど試験地を4つと申し上げましたけれども、この黄色の丸が試験地で、このように試験地を4つ配置したいと考えております。試験地の場所は5メートルかける21メートルの場所となっております。試験地を3メートルの間隔で配置することとしております。

前のページに戻ってください。(2)樹種と植栽密度です。植栽地全体をあらかじめ約50センチメートル深さまで耕耘しておき、高木類と低木類を組み合わせたうえで密植します。直径3メートルの円の中にポット苗木を22本植栽することとし、次の11種類の樹種をそれぞれ2本ずつ使用します。高木類や低木類は、このような樹種を使用して、下の図のとおり密植することとしております。

次のページを御覧ください。試験植樹の後には、3のモニタリング調査を行

います。試験植樹では、ポット苗の活着や枯死が考えられるほか、周辺からの 樹木や草本類の自然侵入等、様々な消長が想定されます。またポット苗には、 植栽方法や立地の違いに応じた生長の違いが想定されることから、下表に示す 項目を3年以上記録して参りたいと考えています。項目としては、個体数、活 力度、サイズ、根茎、周辺植生です。このような項目について、モニタリング を実施し、その後に本植栽計画を立案して参りたいと考えています。

以上でございます。

古市会長: ありがとうございました。

いかがでしょうか。試験植樹について、こういう試験をやられるということですが、何か御質問、ございますか。

溝江さん、いかがですか、こういう感じで。以前、何かいろいろおっしゃっておられましたけれども。

溝江委員: 詳しくは分かりませんが、10 月に実施するということですが、今日も八戸市内は、私がこの会場に来る時は13度という非常に低い気温でした。かなり寒くなってきて冬を間近にすると、そういう時期にこういう植樹をすることは、一般的には、やらないのじゃないかなと。その辺の寒さに対しての見込みという点では、10月に実施することが望ましい時期なのかということだけがちょっと疑問でございます。

古市会長: いかがでしょうか。

事務局: 私ども、様々な関係機関の方々からの御意見を伺った上でこういった計画を立てているんですけれども、植栽の時期としては春と、それから秋でもいいんだということを聞きました。何で秋がいいのかというと、木が冬にかけて眠る時期に入るということなんです。そういう時期であれば植栽しても大丈夫なんだというお話を聞きました。それでこの秋の時期というのが1つあるんだということで設定したところです。

古市会長: はい、ちょっと私はよく分かりませんけれども。まあまあ、予定どおりやられるということですね、10月から。そうですか、よろしくお願いします。これ、何か上を覆うということはするんですか、しない?

事務局 : しないです。

古市会長: しないですか。凍っちゃうことはないですか。 はい、宇藤さん。

宇藤委員: 秋に植えるのと春に植えるのもやってみたらどうかなと。山に木を植えるのは、田子は寒いところなので春に植えるのが普通なのですが、そこら辺もいかがなものでしょうね、併行して。

古市会長: 山田室長、いかがですか。

山田室長: 試験植樹ですが、今回秋1回で終わるのではなくて、来年の春、そういった 条件の違いも見るために実施をしたいということで今、検討中です。溝江委員 が御心配のとおり、あれほど暑かったのに気温が急に下がっていまして、心配 は心配でございますけれども、今回の秋は秋で実施をするということで進めて いきたいと考えています。

古市会長: ありがとうございました。

他になければ、もう次に移りたいと思うんですけれども。ありがとうございました。

一応報告事項はこれで終わりですけれども、資料9が残っていますので、事 務局から御説明よろしくお願いします。

事務局: 周辺生活安全担当の下村です。私からは、次回第35回協議会の日程について お知らせいたします。資料の9を御覧下さい。

> 日時は平成22年11月20日、土曜日、午後1時から午後3時までの2時間となっております。会場は青森県観光物産館アスパム、4階、十和田となります。 以上です。

古市会長: はい、ありがとうございました。何かこの件について御質問、ございますか。 皆さん、こういう予定でやりますので、よろしくお願いします。 それでは一応今日の議題は全部終わったんですけれども、最後にこれだけは どうしても申し上げたいということ、ございますか。何でも結構です。 藤川委員、お願いします。

藤川委員: 感想です。つぼ掘りの量が余りに多くて、実は本当にびっくりしたんです。 前回、視察に行きました時、本当に三内丸山の遺跡よりもとても大きくて、こ りゃ、すごい量が出るのかなと感じておりましたが、発表になって、実際驚い たわけです。それで、これは推定ですので、本当はもっと増えるのではないのか、そうなったら平成 25 年度以降に延長するのではないかという疑問が湧きました。私も、本当にガッカリしてしまったんですね。平成 24 年度に終わるものだと思って、その次はばら色の植樹祭とかがあるんだと思っていたわけですので。それが 25 年に延長となりましたので、田子の方々はもっと力を落としているのではないかと考えました。ですので、県の方には、田子の町民の方々には納得できるような説明を本当に十分していただきたいなと思います。きっと力を落としているのは、やっぱり地元の方だと思うので、それを考慮していただきたいと思いました。

以上です。

古市会長: はい、ありがとうございました。まだ増えるのではないかという懸念に対し てのお答えはいかがでしょうか。

山田室長: 今回の再推計は、あくまでも推計でございまして、今後増えるのか、あるいは減るのか、その増減の可能性は否定できないと考えています。地元住民の方も非常にガッカリされたと思います。私も相当ガッカリしました。こんなとんでもない数字になったことについては、誠に不本意な結果でございますけれども、こういう事実が分かったわけですので、それを踏まえてこれから一生懸命対応していきたいと考えております。是非御理解と御協力をお願いしたいと思います。

古市会長: はい、ありがとうございました。

それでは時間が参ったようですので、今日の総括ですが2点ほどございます。 今の推計量の変動に対する懸念ですよね。今日、いろいろ御意見をいただきま したけれども、正確に見積もる技術をもう少し改良することと、リスクコミュ ニケーションとしての対応の仕方をしっかりやっていくこと、こういうことを 今日、御議論いただいたかなと思います。

それともう1点は、環境再生の部分ですね、原状回復と環境再生ということで。これにつきましては、ある種、国から追い風が吹いてきた、これは青森県が先進的にやってきた、それが回りまわって反映されたんだと私は思っております。ですから、イニシアチブを持って主体的に全国の模範になるような環境再生につなげていけたらと。

そのような思いを皆さんからお聞きしましたので、この2点をコメントとして残したいと思います。

ということで、今日はこれで閉じたいと思います。どうも皆様、ありがとう

ございました。

司会 : 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第34回協議会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

ありがとうございました。